

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1社）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	株式会社守谷商会	1か月
代表者氏名	代表取締役社長 吉澤 浩一郎	
本店所在地	長野県長野市南千歳町878	

3 入札参加停止の理由

平成30年2月12日、株式会社守谷商会は、元請けとして請け負った長野県小諸市内の工事現場で、トラック運転手が鋼材の落下によって死亡する労働災害事故を発生させた。

このことから、佐久簡易裁判所は、下請け業者への指導が徹底されていないなど労災を防ぐ必要な措置を講じなかったとして、令和元年8月7日、労働安全衛生法違反で同社と工事所長に対してそれぞれ罰金30万円の判決を言い渡した。

4 停止期間の始期及び終期

令和2年8月6日から令和2年9月5日まで

（参考） 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内